



最終更新日：2011年7月22日

会社名	新華ホールディングス・リミテッド (旧社名：新華ファイナンス・リミテッド) (URL： <a href="http://www.xinhuaholdings.com/jp">http://www.xinhuaholdings.com/jp</a> )
代表者	最高経営責任者 (CEO) ジェイ・リー (東証マザーズ コード番号：9399)
連絡先：	最高財務責任者 (CFO) イヴォンヌ・ワン (電話：上海 8621-2310-0088)
連絡先：	マネージャー、IR 部 濱田 拓男 (電話：03-5403-4832)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、  
企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は、株主、従業員、及び会社の利益のために、コーポレート・ガバナンス、情報開示、及び透明性の向上を実現することに注力しております。

経営陣を客観的に監督するために、取締役会には複数の独立取締役が含まれています。現在、取締役会は4名の取締役で構成されていますが、うち3名は独立取締役です。取締役会の会長は独立取締役が務めています。当社の監査委員会及び報酬委員会はいずれも独立取締役のみで構成されています。取締役会の会長は独立取締役が務めています。各年次の株主総会では、その時点における三分の一の取締役(5年ごとにかかる対象となる取締役会議長又は最高経営責任者を除く)が順に退任するものとします。

当社は、TDNet (適時情報開示サービス)、株主、及び投資家に適時な情報開示をすることで高い透明性を維持します。当社が実施する情報開示の内容としては、有価証券報告書及び四半期報告書、ならびにプレスリリースなどであり、すべて当社のウェブサイトで公開されます。

また、当社はインサイダー・トレーディング・ポリシー (Insider Trading Policy) を策定し、当社及び子会社の従業員が当社株式の取引に当たって遵守すべき日本の金融商品取引法及び関連するルールで定められた内容を認識させ、特に会社事業に関する内部情報を知りえる経営陣向けにその基本的なルールを定め、またプロフェッショナルとしての責任の認識を確立することで社員及び役員のインサイダー取引を防止します。

■ 2. 資本構成

①外国人株式所有比率

20.54% (2010年12月31日現在)

②大株主の状況(2010年12月31日現在)

	氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
1	株式会社フロックス	114,717	7.57
2	ピクテアンドシエ828060 (常任代理人：三井住友銀行)	68,074	4.50
3	HSBC BROKING SEC. (ASIA) Limited	61,391	4.05
4	ノムラ・シンガポール (常任代理人：野村証券)	47,566	3.14
5	CLARIDEN LEU SPOR TRUST A/C CLIENTS (常任代理人：三菱東京UFJ銀行)	42,824	2.83
6	ミヤタ カズノリ	42,410	2.80
7	ハマノ タケユキ	30,000	1.98
8	ハラ リエ	19,750	1.30
9	リーマン・ブラザーズ・インク (常任代理人：みずほコーポレート銀行)	13,500	0.89
10	MLP FS Custody (常任代理人：メリルリンチ証券)	11,352	0.75
	合計	451,584	29.81

(注) 1 2010年12月31日付で当社の発行済株式総数は1,515,305.79株です。

2 当社CEO ジェイ・リーが所有する当社株式15,178株は、ノムラ・シンガポールが所有する株式の中に含まれております。

③補足説明

ラック・ウィング・グループ・リミテッドから2010年9月13日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付を受けておりますが、当社として本報告書提出日における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ラック・ウィング・グループ・リミテッド	68,441	4.52

■ 3. 企業属性(2010年3月31日現在)

上場区分及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信

## コーポレート・ガバナンスに関する報告書

(連結) 従業員数	293人
(連結) 売上高	17,018千米ドル
親会社	なし
連結子会社数	24社

### ■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、ケイマン諸島においてケイマン会社法に従い設立されているため、ケイマン諸島法に従い運営されております。

取締役及び経営幹部の所有株式数は以下の通りです。

#### ①取締役の所有株式数 (2011年4月28日現在)

役職名	氏名	所有株式数 (株)
独立取締役兼取締役会長兼監査委員会委員	ウー・ジー・グアン (WU Ji Guang)	300
最高経営責任者兼投資委員会委員	ジェイ・ヤング・リー (Jae Young LIE)	15,178
独立取締役兼監査・報酬委員会議長兼投資委員会委員	アロイスウス・ティーン・ローン (Aloysius T. Lawn)	1,500
独立取締役	チェン・シャオルー (CHEN Xiao Lu)	150
株式数合計		17,128

#### ②経営幹部の所有株式数 (2011年4月28日現在)

役職名	氏名	所有株式数 (株)
最高財務責任者	イヴォンヌ・シウフン・ワン・リウ (Yvonne Siuhung WANG-LIU)	0
株式数合計		0

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織  
 その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

① 定款上の取締役の員数： 2名以上

② 定款上の取締役の任期

付属定款第 67 条(1)に基づき、定時株主総会において、その時点における取締役の 3 分の 1 (取締役の員数が 3 の倍数でない場合には 3 分の 1 に最も近くそれを上回らない人数) が輪番制により順次退任するものとされています。ただし、取締役会長および業務執行取締役は、順次退任することなく、また各年において退任する取締役の人数を決定する際に考慮されません。

付属定款第 67 条(3)は、退任取締役は再任される資格を有すること、輪番制により退任する取締役には辞任を望むが再任を希望しない取締役が含まれるものとする、および退任する取締役は在職期間が最も長いものとするを定めています。

③ 取締役会の議長： 最高経営責任者

④ 取締役の人数： 4名

⑤ 独立取締役に関する事項

独立取締役の人数： 3名

⑥ 独立取締役のうち独立役員に指定されている人数

独立役員の数： 3名

会社との関係

ウー・ジー・グアン (WU Ji Guang)

ウー・ジー・グアン氏は、2004 年 4 月より当社グループ会長であり 2003 年 5 月から 2004 年 4 月まで新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッドで同職務に就いておりました。ウー氏は新華通信社の完全所有投資会社であるチャイナ・メディア・ディベロップメント・シェンチェン・インコーポレーションの社長でもあります。

アロイシウス・ティーン・ローン (Aloysius T. Lawn)

ローン氏は、2007 年 6 月に取締役に任命され、ビジネスコンサルタントであり、また当社の監査委員会議長、報酬委員会議長及び投資委員会の委員であります。当社は 2011 年よりローン氏が経営する TCSG & Associates LLC と法務サービスの利用契約を締結しています。2001 年 2 月から 2007 年 2 月までの間ストーンパス・グループ・インクの取締役を務め、2006 年 12 月までは、住宅及び中小企業市場向けに各種のプログラムを提供する総合通信サービス・プロバイダーであるトーク・アメリカ・ホールディングス・インクの取締役副社長兼相談役・秘書役でありました。ローン氏は、1996 年にトーク・アメリカ・ホールディングス・インクに入社するまで、個人で弁護士開業をし、民間向け及び公的金融、合併買収、証券規制並びにコーポレート・ガバナンスにおいて広範な経験を有しています。ローン氏は、エール大学及びテンプル大学のロースクールを卒業しています。ローン氏は、XSEL の取締役でもありました。XSEL は、当社の関連会社

であり、ケイマン諸島の裁判所の承認を条件として、清算人を選定するための申し立てを行っております。

チェン・シャオルー (CHEN Xiao Lu)

チェン氏は、毛沢東主席とともに中華人民共和国の数少ない伝説的な建国者の一人である人物の息子であります。同氏の父親は、1949年における勝利の功労者とされる十大元帥の一人であり、また、中国の最も重要な商業都市である上海の初代市長に任命されました。チェン・シャオルー氏自身は、中国軍部において数多くの上級職に就いており、在ロンドン中国大使館の国防副武官を務めていました。同氏はまた、中国共産党中央委員会にて、政治体制改革研究室社会改革局局長を務めました。1990年代前半に同氏は実業界に転身し、現在はスタンダード・インターナショナル・インベストメント・コンサルタンシー・カンパニー・リミテッドの取締役とボセラ・ファンドの独立取締役を兼務しております。

⑦ 当該独立取締役を選任している理由

当社取締役会は、独立取締役の独立性に関して以下の基準を適用しています。：経営陣の独立性

取締役としての判断の独立性や取締役会での協議において説得的かつ有益な貢献を果たす能力を著しく制限する、又は取締役として当社利益を最大化するよう行動する能力を制限する事業上の関係を有していないこと。

通常の事業運営において当社と取締役が関与する企業との間に何らかの契約が存在する場合、これらの契約は双方の企業にとっての重要性に基づき審査されます。これらの基準を適用することにより、当社取締役会は、全ての非業務執行取締役についてその独立性が担保されるものと認識しています。当社の3名の独立取締役は、上記の独立取締役の独立性に関する基準に基づき選任されていることから、当社はこれら3名の独立取締役の独立性は満たされていると考えています。

当社独立取締役の役割は、当社のディスクロージャーに関する透明性を高めることを促進するとともに、債権者、サプライヤー及び従業員に関する経営陣の決定を評価することにあります。独立取締役は、取締役会の構成員として、高度な経営戦略、リスク評価及び業績評価に関わる経営陣の決定にその経験や知見を提供しています。独立取締役は、その地位の独立性により、取締役の報酬、M&A、後継人事の策定及び監査といった重要な事項に関する評価の際には、当社に客観的な視点をもたらしております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	社内取締役 (名)	独立取締役 (名)	委員長 (議長)
報酬委員会	1	0	1	独立取締役
監査委員会	2	0	2	独立取締役
投資委員会	2	1	1	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数： 1 名 (最高財務責任者)

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無： あり

- ・ 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項  
内部監査人による監査結果の報告及びその改善提案は、監査委員会に直接提出されます。

内部監査人によるレビュー内容は、監査委員会及び外部監査人に提出される以前に、当社経営陣及び取締役による影響を受けたり、レビューに供されたりすることはありません。

・監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会委員である独立取締役は、監査委員会による監査を通じて監査を行います。内部監査人は、経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、監査報告書を監査委員会へ提出し、監査委員会は同報告書の確認及び検討を行います。また、監査委員会は独立監査人による監査報告書を検証します。監査委員会は、経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査を行っています。

監査委員会委員ではない独立取締役は、当社の日常的な監査及び監督は行いませんが、当社の運営に関する重要事項について定期的に報告を受けます。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

補足説明

当社は従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）を策定しており、これは当社の報酬委員会において管理されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役／独立取締役／執行役／従業員 ／子会社の取締役、執行役、監査役／子会社の従業員／その他
-----------------	-----------------------------------------------------

補足説明

当社の従業員株式報酬制度（ストックオプション制度）の対象は、従業員、取締役等、コンサルタントやアドバイザーその他取締役会において決定される者が対象となっております。割当価額又はオプション価額（場合に応じます。）は当社の報酬委員会において決定されますが、価額は額面価額を下回ることはできません。2008年度及び2009年度に当社グループの従業員に付与された年次のストックオプションは、行使に際して払込を要する金額は、それぞれの年の12月31日にいたる90日間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均価格となっております。付与可能株式数は増減しますが、増枠授權資本の20%を超えることができません。この増枠授權資本とは、当社の潜在株発行後株式総数を意味します。

【取締役・執行役報酬関係】

① 開示状況

開示手段	有価証券報告書／決算短信
取締役報酬の開示状況	全取締役の総額を開示
執行役報酬の開示状況	全執行役を含めた全従業員の給与の総額を開示

② 報酬の額またはその算定方針の決定方針の有無：あり

当社の定款によると、取締役の報酬は取締役会により決定されますが、取締役会は、その権限を取締役会が設置した報酬委員会に委任することができます。当社取締役は、当社の取締役の報酬の額の決定に関する方針に基づき、規模において当社と類似し国際的視野を有する企業と同程度の基本報酬を受領しており、報酬委員会が定める業績目標を達成することにより多くの報酬総額を受けることができます。現在、当社の報酬委員会は、独立した非業務執行取締役で、当社の執行役員でない者、1名によって構成されています。かかる報酬は、取締役会又は報酬委員会（場合に応じます。）が合意する割合・方法で（かかる合意がない場合には均等に）取締役会の構成員間で分配されます。但し、報酬算定期間の一部においてのみ取締役として在職した者は、在職期間に関する報

酬について当該一部期間分のみ受領する権利を有するものとします。かかる報酬は、日々発生するものとみなされます。

【独立取締役のサポート体制】

会社及び子会社の重要な決定事項についての検討及び承認を行う必要に応じて取締役会が開催されます。会議は物理的にひとつの場所で開催されることもありますが、電話会議形式による場合もあります。いずれの場合も、会議の内容は事前にすべての社内及び社外の取締役に対して配布されます。取締役会以外でも、すべての社内及び社外の取締役は電話、ファックス及びEメールによって連絡をとることができる体制になっております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

① 経営体制

当社グループの業務は、究極的には当社の取締役会により経営され、執行されております。当社の取締役会は、現在4名の取締役で構成されており、そのうち、3名は独立取締役です。取締役会の構成、個々の取締役の経験及び当社グループの取締役会相互の力学により、取締役会の効率性の確保及び個人又は小規模グループが取締役会の意思決定を支配することの防止が可能となっております。当社の取締役会は、各独立取締役が人格及び判断において独立していると考えております。

当社の定款の定めによれば、各年次株主総会において、その時点における三分の一の取締役（取締役会会長又は最高経営責任者（CEO）以外）（取締役の員数が3の倍数でない場合には、三分の一より少なく、かつ最も近い整数の取締役）が順に退任いたしますが、退任取締役は、直ちに再任される資格を有しております。このような再任のシステムにより、株主が当社の意思決定プロセスに参加することが確保されます。取締役会会長及びCEOである取締役は、5年ごとにかかる同一要件の対象となります。取締役会は、当社の業務執行を行う権限を、当社の業務の一般的経営にあたるCEO、当社の財務会計業務にあたる最高財務責任者（CFO）又は取締役会が任命する委員会を含む執行役員に委任いたします。当社の定款は、取締役会に対し、その権限、権能及び裁量権を、取締役会が適当と考える取締役及びその他の者によって構成される委員会に委任することを認めております。取締役会は、随時、かかる委任を取消すか、又は人物若しくは目的に関してかかる委員会の全て若しくは一部の任命を取消し、それらを解任することができます。取締役会によって構成される委員会は、その委任された権限、権能及び裁量権を行使する際、取締役会が設定する規則を遵守するものとします。

当社グループを効率的に経営するために、当社の取締役会はいくつかの委員会の設置を行っております。以下に記載する監査委員会に加えて、当社は、現在、当社の独立した非業務執行取締役1名によって構成される報酬委員会も設置しております。報酬委員会の目的は、取締役会が当社の従業員及び役員に対して支払う報酬を検討し、決定するのを支援することにあります。報酬委員会は、取締役会が当社の役員及び従業員の報酬に関して行うことのできる一切の事項を行う権限を授与されており、報酬委員会の全会議についての完全な議事録は、当社に保管されます。当社は2005年11月17日の取締役会決議により、2名の取締役によって構成される投資委員会を設立いたしました。投資委員会は2百万米ドル（184百万円）未満の価値の投資及び買収を承認する権限があります。

当社グループの取締役、役員及び従業員並びに取締役会が設置した委員会による義務の履行は、常に当社の取締役会によって監視・監督されます。

当社グループは、このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、経営陣と株主との間での利益の均衡を図っております。

② 監査体制

当社の独立した非業務執行取締役2名によって構成される監査委員会が設置されました。監査委員会の目的は、(i) 当社の四半期及び年次の財務情報、(ii) 外部及び内部の監査報告書、並びに(iii) 経営陣及び取締役会が設定したコーポレート・ガバナンス及び内部統制のシステムに関して精査することで、取締役会を支援することにあります。

監査委員会は、当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の業務執行取締役、役員及び従業員以外の最低2名の取締役によって構成されます。監査委員会の過半数は、当社の独立した非業務執行取締役であり、また、監査委員会の委員長は、当社の1名の独立した非業務執行取締役です。

監査委員会は、当社のあらゆる帳簿及び計算書類を完全かつ無制限に閲覧することができ、以下の義務及び責任を負うものとします。

- (a) 当社の年次報告書、財務諸表及び四半期報告書のドラフトをレビューし、それに関する助言及びコメントを取締役に提供すること。
- (b) 当社の財務報告及び内部統制手続を検証し、監督すること。
- (c) 取締役及び執行役員による義務の履行を監視すること。

また、清和監査法人が、当社の独立監査人として任命されております。当社の財務諸表は、日本の一般に公正と認められた監査の基準に従って外部監査人により監査されます。独立監査人は、日本 GAAP に基づいて作成された財務諸表について報告書を作成し、かかる外部監査人による報告書は、株主総会に提出されます。清和監査法人及び RSM ネルソン・ウィーラーは、2010 年 12 月期における当社の財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、日本版 SOX 法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行いました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

### ③ 内部監査

当社の内部監査チームは、監査委員会に直接報告する一人の内部監査人により構成されています。内部監査人は、年度末前に、当社グループのほとんどの主要な企業をカバーする年度監査計画を策定し、CF0 の承認を受けます。内部監査人は、その監査業務及び手続を (i) 計画、(ii) 実査、(iii) 報告及び (iv) フォローアップの 4 段階に基づいて行います。経営陣及びスタッフと協働する際、内部監査人は、(i) 誠実性、(ii) 客観性、(iii) 正確性、(iv) 分析、(v) 丁寧さ及び (vi) 秘密性の 6 つの重要な理念を維持することを目標としています。内部監査人は、実査をする際には、(i) 運営上の統制を監視し、(ii) かかる統制がどのように管理されているかを調査し、(iii) 統制状況を証明する原書類を調達する項目を追跡し、(iv) 実査を行った上、(v) 実質性・詳細性のテストを適用するという監査手続を行います。

経営陣の回答を経て監査人の任務が終わると、毎回、内部監査人は、監査委員会の確認及び検討のために、監査報告書を提出します。独立監査人のいずれかが当社グループの現在の統制状況に疑問がある場合、独立監査人は内部監査人に直接連絡することができます。

当社の内部監査チームは、日本版 SOX 法及び 2010 年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、財務部門と共同で 2010 年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。

### ■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

当社グループの経営を効率的に執行し、意思決定を迅速にするため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会開催日の少なくとも3週間以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は2011年6月10日に開催されました。
電磁的方法による議決権の行使	—
その他	当社は、自社のウェブサイト上に株主総会の招集通知及び決議通知を日本語及び英語にて公開しております。

■ 2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を実施	あり	当社では、原則として1年に2回、業績についての説明を中心とした会社説明会を実施しております。
海外投資家向けに定期的説明会を実施	あり	当社は、主にアジア地域において、海外の投資家との面会を実施しております。
IR資料のホームページ掲載	あり	当社ウェブサイトには株主及び投資家向けの専用ページを設け、財務報告書やその他の資料のほか、最新の会社概要プレゼンテーション、株価情報、株式に関する情報、アニュアルレポート、最新ニュースやイベント情報を日本語及び英語で閲覧することができます。また、ウェブサイトから当社IR部門に直接連絡することが可能なリンクを設定しております。

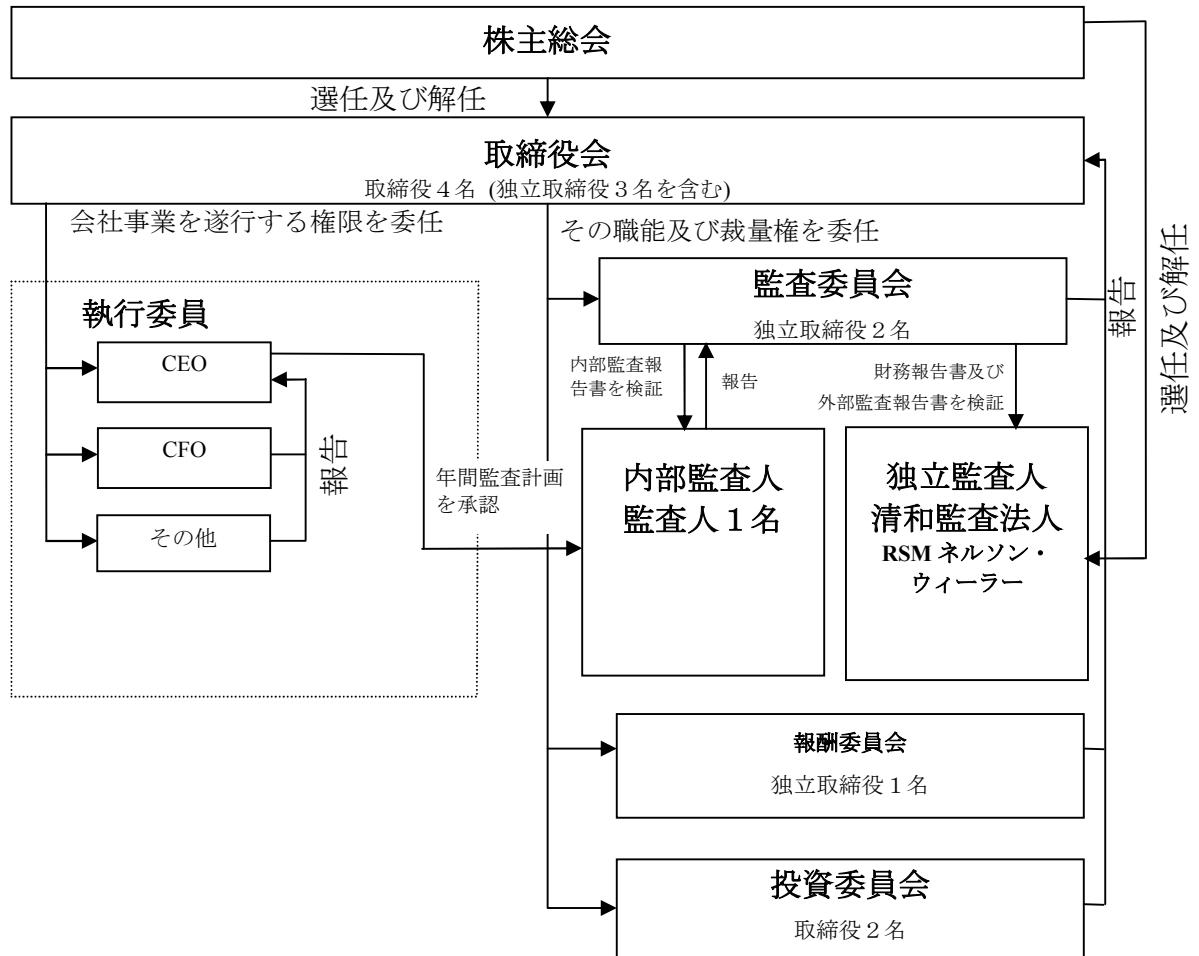
IR に関する部署 の設置	あり	当社IR 部門は、当社IR 活動の計画、監督、実行に関する責任を持ち、東京及び上海に専門の要員を配して、さまざまな時間帯及び言語に対応できる体制を整えています。また、経営陣、コーポレート・ファイナンス部門と頻繁に連絡を取り、株主及び投資家に対して常に最新の会社情報を提供できる体制を構築しています。
------------------	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

当社では、一般的な規程（行動規範や従業員ハンドブックなど）及び実務上の規程（営業マニュアルや会計マニュアルなど）の両方に関する会社ポリシーやマニュアルを整備することにより、当社及び子会社の内部統制の確立を図っています。日本版 SOX 法及び 2010 年度における当社のコンプライアンス体制を考慮して、当社の内部監査チームが財務部門と共同で 2010 年度における全ての内部統制ポリシー及び手続につき、更新、改定、実行及び検討を行いました。また、同法を遵守し、2010 年度における財務報告に対する内部統制の有効性について決定するため、当社経営陣及び財務部門は自己評価を行っただけでなく、独立監査人である清和監査法人及び RSM ネルソン・ウィーラーらとともに、日本版 SOX 法に準拠する当社の内部統制ポリシーにつき検討を行うため協力しました。当社の内部統制報告書に対する監査報告書は清和監査法人により発行され、当該内部統制報告書は有価証券報告書と併せて管轄財務局に提出されます。

V その他

- 1. 買収防衛に関する事項  
買収防衛策の導入の有無：なし
  
- 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項  
【添付資料】  
参考資料：模式図



【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

① 情報取扱責任

当社の適時適切な開示を提供する責務の一環として、当社は各種情報の取扱に関する権限及び責任が明確にされる情報開示方針を制定しております。

当社は、当社の IR 部を証券取引所へ開示又は報告する情報の取扱に係る責任を負う部門としています。

当社の各部門の長は、情報管理責任者として、当該部門が監督するグループ全体に関する情報を含めた当該部門に関連する情報を収集し、管理します。

当社の法務部は、適時開示基準及びその変更について各部門の長に最新の情報を与える責任を負い、各部門の長から当社の情報に関する報告を受けます。

当社の法務部は、適時開示方針を管理し、IR 部は、当社が開示した情報に関する投資家その他社外からの問合せに対応します。

### ② 開示方針の決定／適時開示

各部門の長は、当該部門に関連する情報を収集及び管理し、さらに当該部門が監督するグループ会社からも必要な情報を入手し、当該情報を部門情報として総合的に集約し、管理します。

各部門の長が受領した情報は、直ちに最高経営責任者（CEO）へ伝達され、さらに最高経営責任者は当該情報を法務部に伝達し、必要に応じて日本国内の社外の法律事務所の助言を受けながら当該情報が東京証券取引所の定める適時開示規則における開示基準に該当するか否かを判断します。法務部は、適時開示の問題及び発表内容が正確であるかにつき最高財務責任者（CFO）及び最高経営責任者と協議します。一定の状況において、最高経営責任者は取締役会の独立したメンバーに助言を求めることがあります。

情報を開示すべきであると決定された後、IR 部は、決定された開示方針に従い、当該情報を適時に開示するよう手配します。